

時津町再犯防止推進計画

時 津 町

令和6年9月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画に基づく再犯防止施策の対象者	3
第2章 再犯防止を取り巻く状況	4
1 刑法犯認知件数の推移	4
2 刑法犯検挙者中の再犯者の状況	5
3 刑法犯及び薬物事犯における検挙者状況（令和4年）	8
4 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合（全国）	10
5 罪種別刑法犯少年の検挙状況	11
第3章 重点課題と取り組み	12
1 就労の確保	12
2 住居の確保	13
3 保健医療・福祉サービス利用の促進	14
4 非行の防止・学校等と連携した修学支援等	16
5 関係機関・団体等への活動支援および広報・啓発の推進	18
第4章 計画の推進体制	19
資料編	20
再犯の防止等の推進に関する法律（一部抜粋）	21

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯¹の認知件数²は年々減少傾向にあり、再犯者³数も年々減少傾向にあります。それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、令和2年の刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は50.6%と高い割合を占めています。令和3年から刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は減少に転じていますが、令和4年は49.5%と、依然として高い割合となっており、再犯防止対策は極めて重要な治安課題となっています。

平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行され、地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を定めることが地方公共団体の努力義務とされました。

このような現状を踏まえ、犯罪をした者等が立ち直り、地域社会の一員として共に生き、住民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、令和3年3月に「長崎県再犯防止推進計画」が策定されました。

そこで、本町においても再犯防止推進法の趣旨等を踏まえ、再犯防止の総合的かつ計画的な推進を図る「時津町再犯防止推進計画（以下「計画」という。）」を策定します。

なお、再犯防止対策の推進は、新たな犯罪被害者を生み出さない取組であるとともに、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支え、社会復帰を促進する取組でもあり、SDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にも資するものです。

1 「刑法犯」：窃盗、傷害、詐欺など「刑法」等の法律に規定する犯罪のこと。

2 「認知件数」：警察等の捜査機関が被害届等を受けて犯罪の発生を把握した件数。

3 「再犯者」：刑法犯等により検挙された者のうち、以前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

◎SDGsとは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な社会を実現するため、17の開発目標が掲げられ、誰一人取り残さないことが誓われています。



◎再犯防止推進分野と関係が深い目標

	<p>【1 貧困をなくそう】 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<p>【2 飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>【3 すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>		<p>【4 質の高い教育をみんなに】 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>【5 ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>【8 働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
	<p>【10 人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>		<p>【11 住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>【16 平和と公正をすべての人に】 可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>		<p>【17 パートナリシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。また、国や県の再犯防止推進計画の取組内容を踏まえるものとしてします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

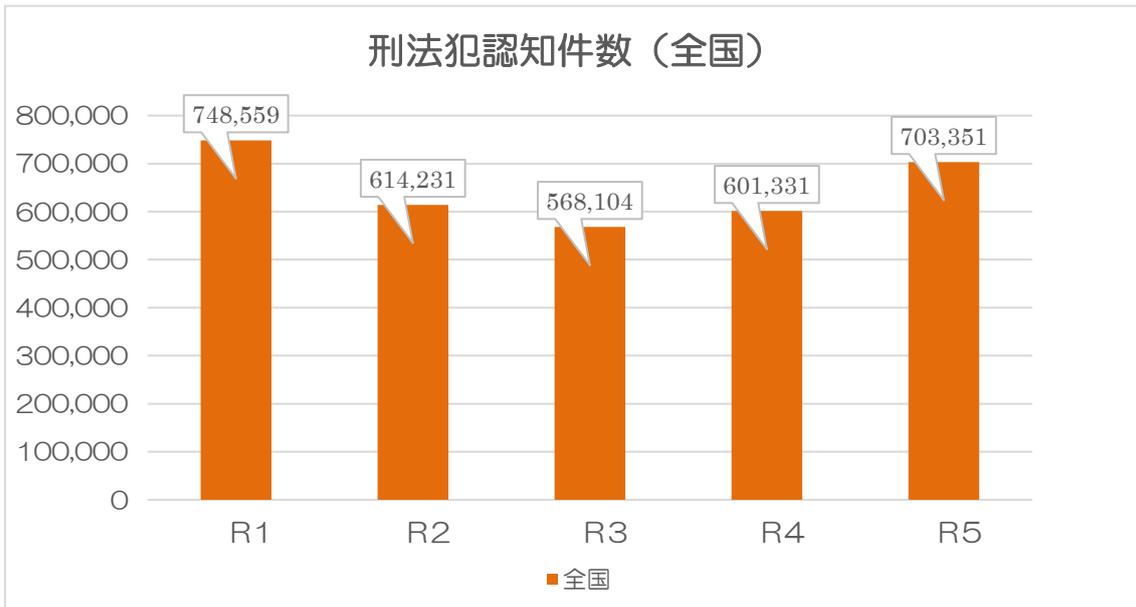
4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画で定める再犯防止施策は、「犯罪をした者等」を対象とします。なお、犯罪をした者等とは、再犯防止推進法第2条第1項に定める犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

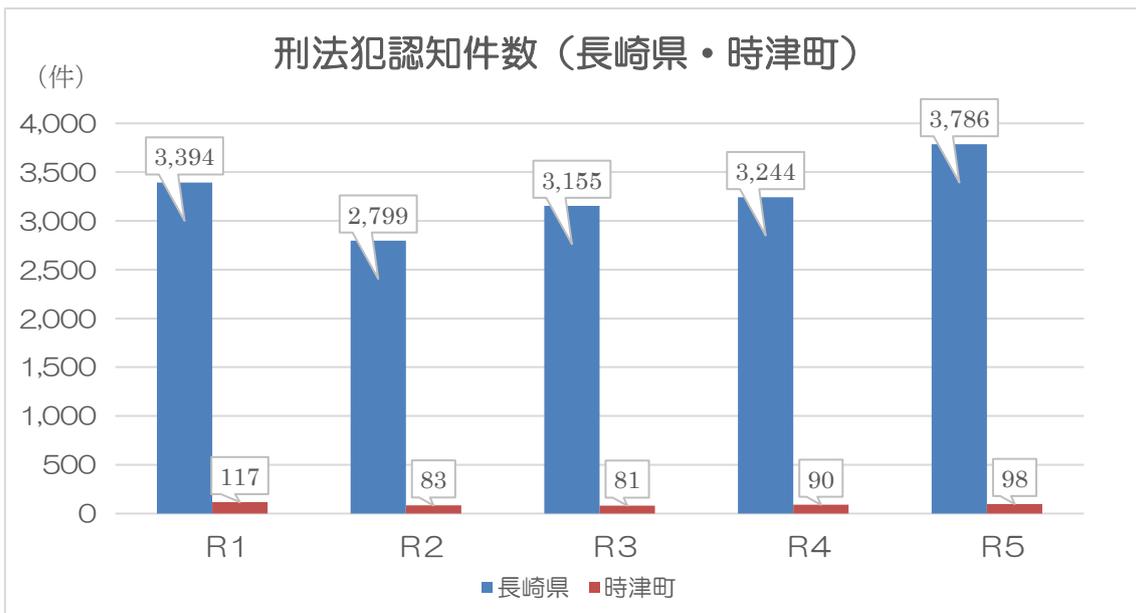
第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 刑法犯認知件数の推移

全国の刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少が続いていましたが、新型コロナウイルス対策の行動制限緩和を背景として、令和4年に20年ぶりに増加に転じました。長崎県、時津町の刑法犯認知件数も全国と同様に減少が続いていましたが、長崎県は令和3年から、時津町は令和4年から増加に転じています。



犯罪白書を基に時津町作成



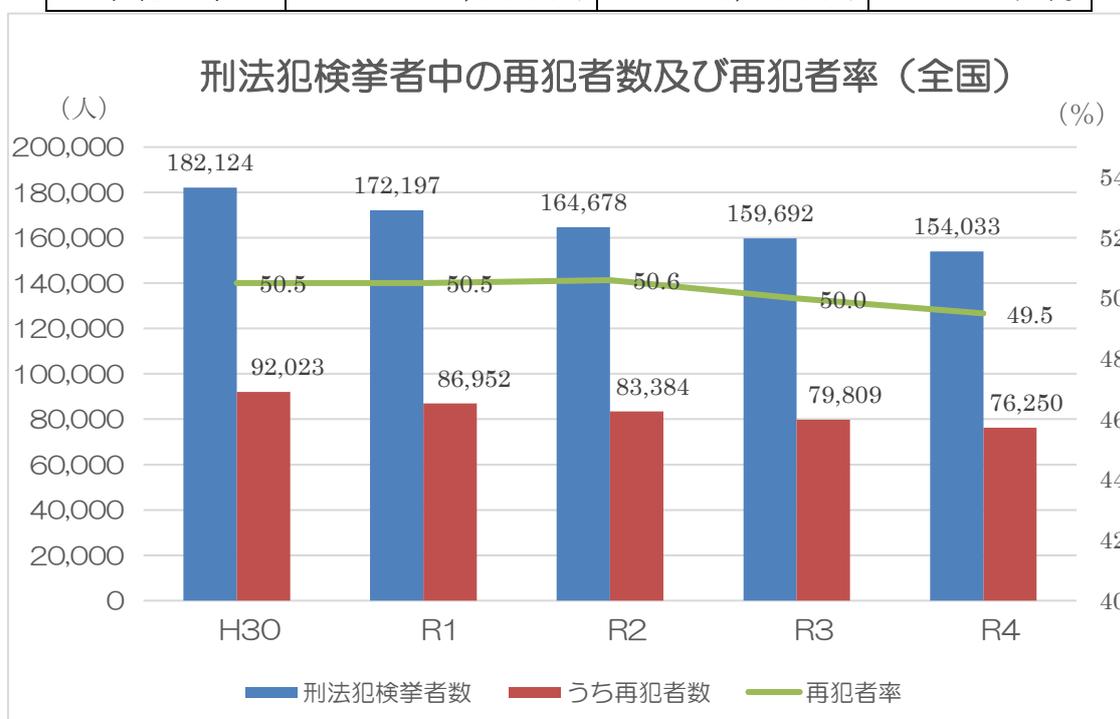
長崎県警察統計資料を基に時津町作成

2 刑法犯検挙者⁴中の再犯者の状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率⁵（全国）

（注）20歳以上の検挙者であり、少年⁶は含まれません。

対象年	刑法犯検挙者数		
		うち再犯者数	再犯者率
平成30年	182,124人	92,023人	50.5%
令和元年	172,197人	86,952人	50.5%
令和2年	164,678人	83,384人	50.6%
令和3年	159,692人	79,809人	50.0%
令和4年	154,033人	76,250人	49.5%



法務省提供データを基に時津町作成

全国における刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成19年以降毎年減少しており、令和4年は7万6,250人でした。再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じ、令和4年は49.5%と、前年よりも0.5%減少しました。

⁴ 「刑法犯検挙者」：窃盗、傷害、詐欺など「刑法」等の法律に規定する罪を犯し、警察等の捜査機関によって検挙された者の数。

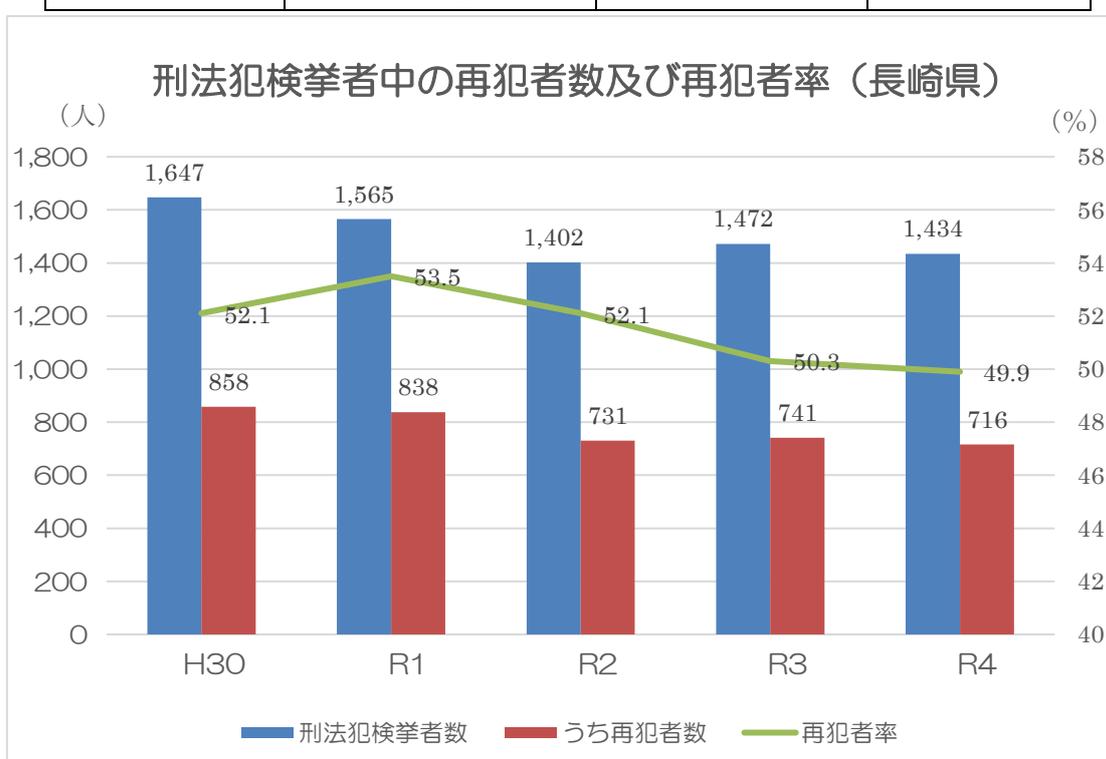
⁵ 「再犯者率」：刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

⁶ 「少年」：14歳以上20歳未満の者。

(2) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（長崎県）

（注）20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

対象年	刑法犯検挙者数		
		うち再犯者数	再犯者率
平成30年	1,647人	858人	52.1%
令和元年	1,565人	838人	53.5%
令和2年	1,402人	731人	52.1%
令和3年	1,472人	741人	50.3%
令和4年	1,434人	716人	49.9%



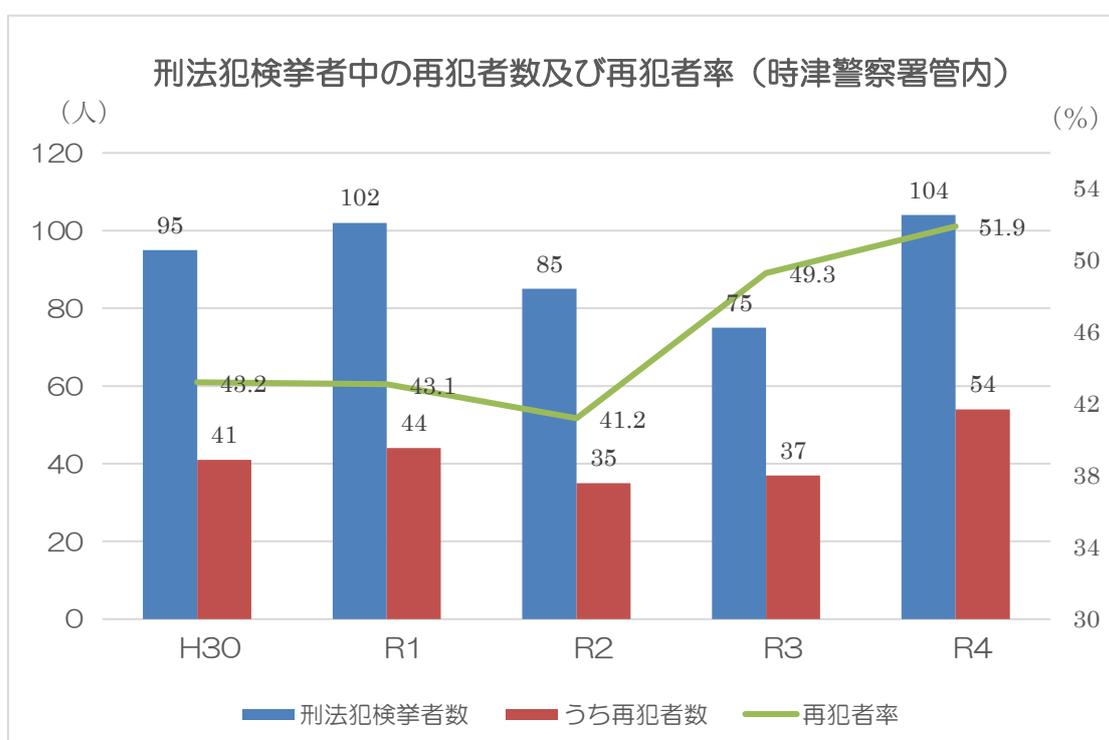
法務省提供データを基に時津町作成

長崎県における刑法犯検挙者中の再犯者数は減少傾向にあり、令和4年は716人でした。再犯者率は令和2年から減少に転じ、令和4年は49.9%と、前年よりも0.4%減少しましたが、全国と比較して高い割合にあります。

(3) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（時津警察署管内⁷）

（注）20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

対象年	刑法犯検挙者数		
		うち再犯者数	再犯者率
平成30年	95人	41人	43.2%
令和元年	102人	44人	43.1%
令和2年	85人	35人	41.2%
令和3年	75人	37人	49.3%
令和4年	104人	54人	51.9%



法務省提供データを基に時津町作成

時津警察署管内における刑法犯検挙者中の再犯者数は減少傾向にありましたが、令和4年は54人と前年よりも17人増加しました。再犯者率は令和3年から増加に転じ、令和4年は51.9%と前年よりも2.6%増加し、全国・長崎県と比較して高い割合にあります。

⁷ 「時津警察署管内」：長崎市の一部・長与町・時津町を管轄する警察署の区域内。

3 刑法犯及び薬物事犯⁸における検挙者状況（令和4年）

（注）20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

区分		刑法犯検挙者数						薬物事犯
		総数	凶悪犯 ⁹	粗暴犯 ¹⁰	窃盗犯	知能犯 ¹¹	風俗犯 ¹²	
全国	総数（人）	154,033	3,456	42,802	71,539	11,639	4,931	10,731
	再犯者数（人）	76,250	1,830	19,179	38,642	5,701	2,046	7,804
	再犯者率（％）	49.5	53.0	44.8	54.0	49.0	41.5	72.7
	無職者（人）	70,605	1,541	13,550	41,932	4,507	1,151	4,152
	無職者の割合（％）	45.8	44.6	31.7	58.6	38.7	23.3	38.7
	65歳以上（人）	39,144	355	6,504	26,866	1,047	538	283
	65歳以上の割合（％）	25.4	10.3	15.2	37.6	9.0	10.9	2.6
長崎県	総数（人）	1,434	9	347	783	122	28	34
	再犯者数（人）	716	3	168	420	64	7	29
	再犯者率（％）	49.9	33.3	48.4	53.6	52.5	25.0	85.3
	無職者（人）	693	1	124	472	41	8	7
	無職者の割合（％）	48.3	11.1	35.7	60.3	33.6	28.6	20.6
	65歳以上（人）	500	1	69	371	11	6	0
	65歳以上の割合（％）	34.9	11.1	19.9	47.4	9.0	21.4	0
時津警察署管内	総数（人）	104	0	13	59	20	5	3
	再犯者数（人）	54	0	6	30	14	1	3
	再犯者率（％）	51.9	0	46.2	50.9	70.0	20.0	100.0
	無職者（人）	37	0	5	29	2	0	2
	無職者の割合（％）	35.6	0	38.5	49.2	10.0	0.0	66.7
	65歳以上（人）	30	0	3	26	1	0	0
	65歳以上の割合（％）	28.9	0	23.1	44.1	5.0	0	0

法務省提供データを基に時津町作成

令和4年の刑法犯検挙者総数に占める無職者の割合は、全国が45.8%、長崎県が48.3%、時津警察署管内が35.6%で、刑法犯検挙者総数に占める高

⁸「薬物事犯」：覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがら、指定薬物を所持または使用した犯罪者。

⁹「凶悪犯」：殺人、強盗、放火及び強制性交等をいう。

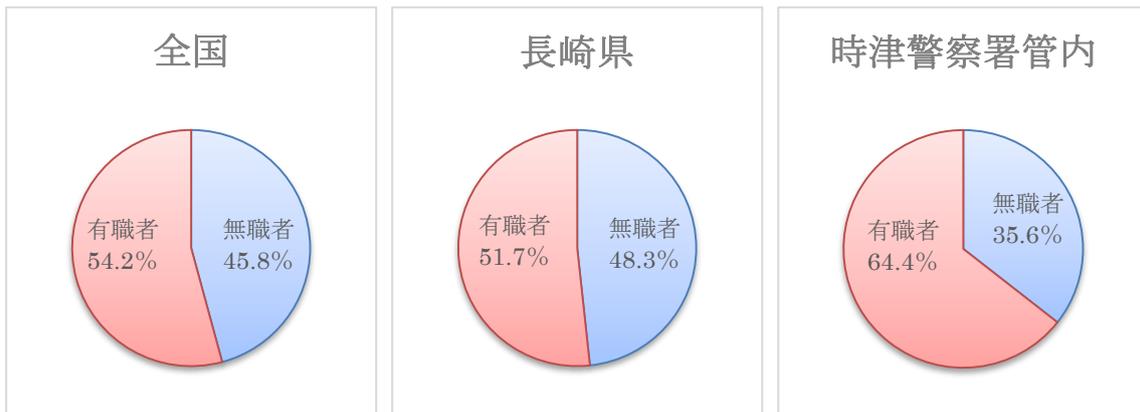
¹⁰「粗暴犯」：暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。

¹¹「知能犯」：詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

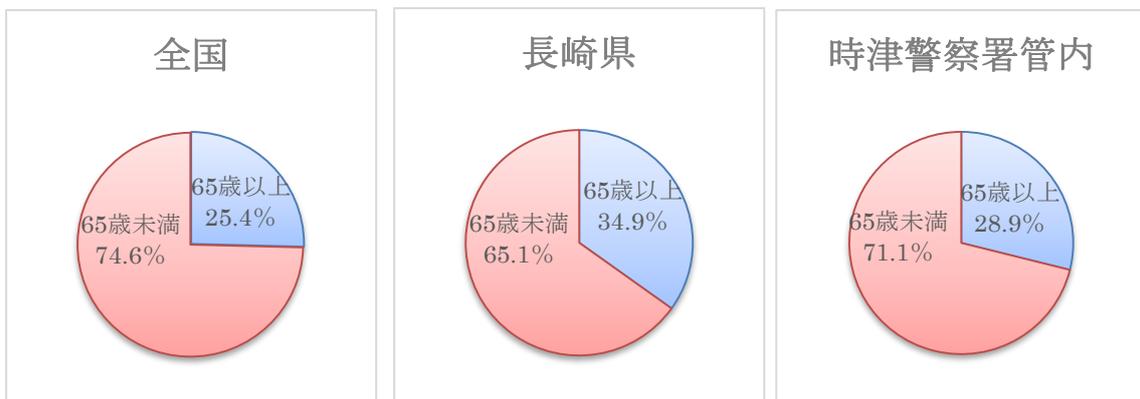
¹²「風俗犯」：賭博及びわいせつをいう。

齢者（65歳以上）の割合は、全国が25.4%、長崎県が34.9%、時津警察署管内が28.9%となっています。また、薬物事犯における再犯者率は、全国が72.7%、長崎県が85.3%、時津警察署管内が100%と、刑法犯のどの罪種よりも高い割合となっています。

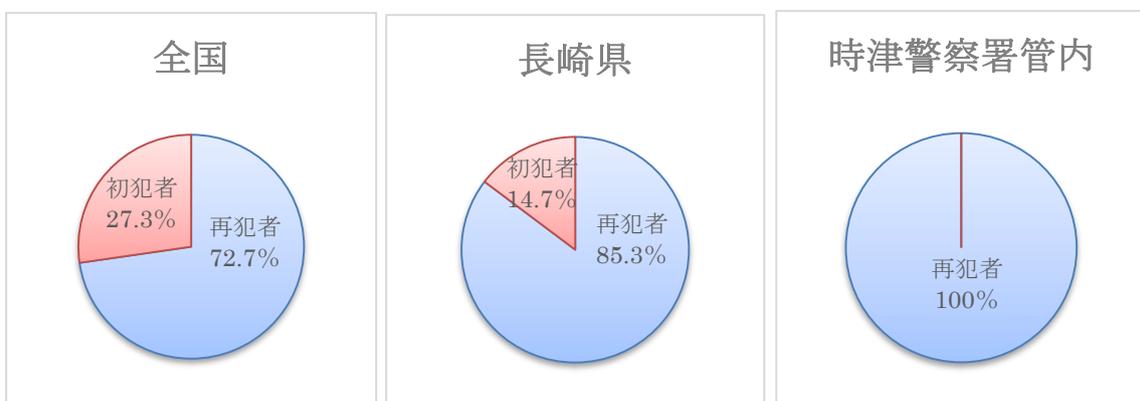
【刑法犯検挙者のうち無職者の割合】



【刑法犯検挙者のうち65歳以上の割合】

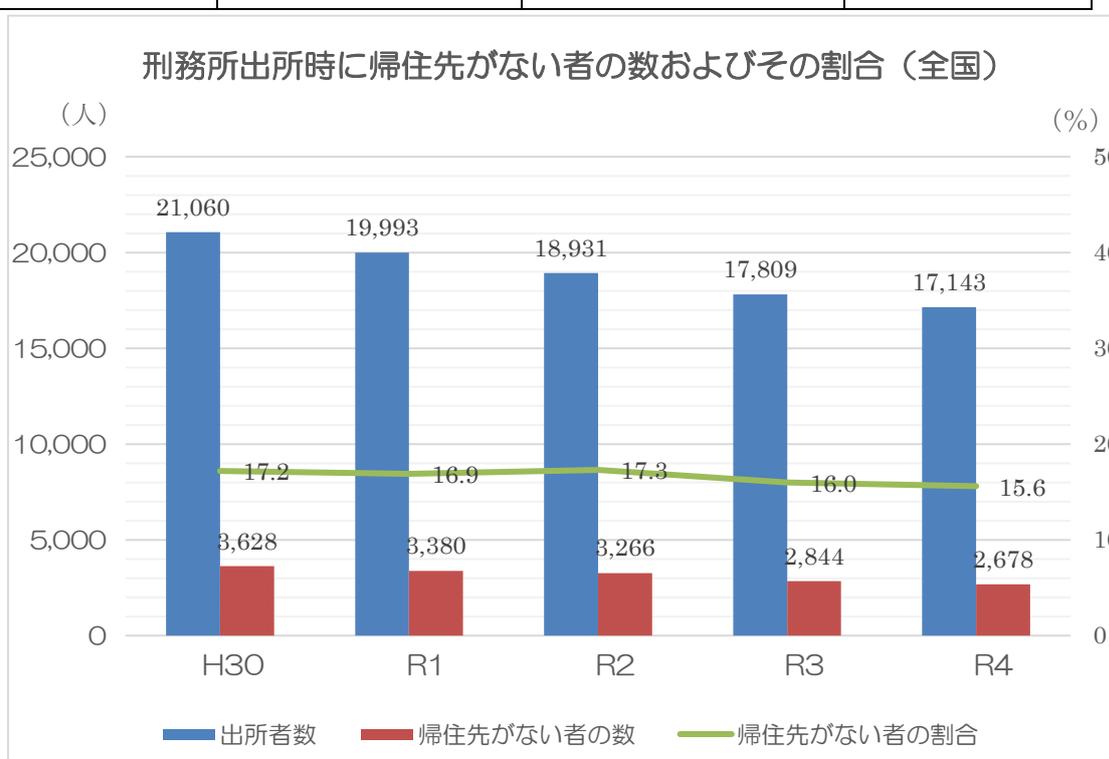


【薬物事犯検挙者における再犯者率】



4 刑務所出所時に帰住先がない者¹³の数及びその割合（全国）

対象年	刑務所出所者総数	帰住先がない者の数	帰住先がない者の割合
平成30年	21,060人	3,628人	17.2%
令和元年	19,993人	3,380人	16.9%
令和2年	18,931人	3,266人	17.3%
令和3年	17,809人	2,844人	16.0%
令和4年	17,143人	2,678人	15.6%



法務省矯正統計表を基に時津町作成

刑務所を出所した人のうち、全国では約20%の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しています。帰住先がない者の割合は減少傾向にあるものの、出所後の安定した生活の場となる帰住先の確保が課題となっています。

¹³ 「帰住先がない者」：社会生活を営む適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

5 罪種別刑法犯少年¹⁴の検挙状況

(1) 罪種別刑法犯少年の検挙状況（全国）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
凶悪犯（人）	457	522	410	495	606
粗暴犯（人）	3,484	3,060	2,815	2,844	3,570
窃盗犯（人）	10,813	9,222	7,421	7,503	9,855
知能犯（人）	901	731	923	750	796
風俗犯（人）	502	400	469	477	636
その他の犯罪（人）	3,757	3,531	2,780	2,818	3,486
合計	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949

警察庁犯罪統計資料を基に時津町作成

(2) 罪種別刑法犯少年の検挙状況（長崎県）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
凶悪犯（人）	2	1	1	1	4
粗暴犯（人）	35	14	19	11	27
窃盗犯（人）	73	54	53	37	77
知能犯（人）	1	2	5	2	8
風俗犯（人）	4	4	6	5	11
その他の犯罪（人）	12	12	19	21	12
合計	127	87	103	77	139

長崎県警察統計資料を基に時津町作成

令和5年の全国及び長崎県の刑法犯少年の検挙者数は、新型コロナウイルス対策の行動制限緩和を背景に、前年と比較して増加に転じました。罪種別の検挙者数では、全国、長崎県ともに窃盗犯の割合が最も高くなっています。また、過去5年間において、長崎県では凶悪犯が毎年検挙されている状況です。

¹⁴ 「刑法犯少年」：罪を犯した14歳以上20歳未満の者で、刑法犯として警察に補導された者。

第3章 重点課題と取り組み

本町は、国の再犯防止推進計画や長崎県再犯防止推進計画等を勘案し、以下の項目を本計画の重点課題として、再犯防止の推進に取り組みます。

- 1 就労の確保
- 2 住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービス利用の促進
- 4 非行の防止・学校等と連携した修学支援等
- 5 関係機関・団体等への活動支援および広報・啓発の推進

1 就労の確保

国の再犯防止推進計画では、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯の要因となっていることが指摘されています。

犯罪をした者等が安定した生活基盤を築くためには、就労の確保が重要な課題となることから、それぞれの状況に応じた就労の確保を支援します。

取り組み	内容	担当課
生活困窮者等への自立支援	生活困窮者等からの相談に応じて、長崎県から生活困窮者自立支援事業 ¹⁵ の委託を受けている時津町社会福祉協議会をはじめとした各機関と連携し、支援を行います。	福祉課
障害者への就労支援	ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携した障害者への就労支援を行います。	福祉課
関係機関・町内企業と連携した就労支援	ハローワークや町内企業と連携した雇用情報の提供、シルバー人材センター等と連携した高齢者への就労支援を行います。	産業振興課

¹⁵ 「生活困窮者自立支援事業」：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方からの相談に応じ、具体的な支援計画を作成し、自立に向けた支援を実施するもの。

2 住居の確保

国の再犯防止推進計画では、刑務所を満期で出所した者のうち、約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが指摘されています。

適切な住居の確保は、犯罪をした者等が地域において安定した生活を送るために欠かせない要件の一つであることから、それぞれの状況に応じた住居の確保を支援します。

取り組み	内容	担当課
町営住宅入居に係る情報発信	町営住宅の入居資格や入居申込案内等について、町広報紙やホームページなどで情報を発信します。	都市整備課
高齢者等の町営住宅への優先的入居	60歳以上の方や障害のある方などは単身者でも入居できるなど、住居に困窮する世帯が優先的に町営住宅へ入居できるよう支援します。	都市整備課
住居確保の支援	住居に課題を抱える方からの相談を受付けた際に、時津町社会福祉協議会で実施する住居確保給付金 ¹⁶ 制度を紹介し、利用を案内します。	福祉課

¹⁶ 「住居確保給付金」：離職や失業等の理由により収入が減少したことで、住居を失った方や失う恐れのある方を対象として支給される家賃相当額の補助。

3 保健医療・福祉サービス利用の促進

国の再犯防止推進計画では、65歳以上の高齢者が刑務所を出所後、2年以内に再び入所する割合が全世代の中で最も高く、知的障害のある受刑者については、再犯に至るまでの期間が短いことなどが指摘されています。

また、薬物事犯による全国の検挙者数は毎年1万人前後で推移しており、再犯率は刑法犯のどの罪種よりも高い割合となっています。

刑務所出所後の高齢者や障害者、薬物事犯者などの円滑な社会復帰に向けて、地域において適切な保健医療・福祉サービスを利用できるよう支援します。

取り組み	内容	担当課
障害者及び障害児の福祉サービスの推進	時津町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づいて、障害者及び障害児の福祉情報の提供やサービスの実施、在宅生活等の支援を実施します。	福祉課
障害者福祉医療費の助成	重・中度の心身障害者が健康保険により診療を受けた場合、病院等へ支払った負担金の一部を助成します。	福祉課
自立支援医療費（精神通院医療）の申請窓口対応	指定医療機関での医療費を軽減する自立支援医療費（精神通院医療）についての相談や手続きの受付を行います。	福祉課
障害者総合相談支援業務の実施	福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介など、障害者等からの福祉に関する様々な問題について、相談に応じます。	福祉課
生活保護に関する相談受付	健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を手助けする生活保護制度に関する相談を受け付けます。	福祉課
高齢者総合相談支援業務の実施	高齢者からの保健医療・福祉に関する相談に応じ、情報の提供や関係機関の紹介、介護サービスをはじめとした福祉、健康、医療、権利擁護など、さまざまな面から総合的に支援を行います。	時津町地域包括支援センター (高齢者支援課)

高額療養費の支給	国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の方は、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、決められた限度額を超えた分を高額療養費として支給します。	国保・健康増進課 高齢者支援課
依存症に関する相談受付	薬物依存症者をはじめとする依存症者やその家族からの相談に応じ、適切な関係機関や団体につながります。	福祉課

4 非行の防止・学校等と連携した修学支援等

全国における高等学校への進学率は、約99%（令和元年度）であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、刑務所の受刑者の学歴は中学校卒業までの者が多くなっています。また、国の再犯防止推進計画では、非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっており、社会において自立した生活を送る上で、高等学校卒業程度の学力が求められることが指摘されています。

非行の原因には、規範意識やコミュニケーション能力の低下、複雑な家庭環境、地域における関係性の希薄化、学校生活における様々な問題など、家庭や学校を取り巻く社会的状況の変化が考えられます。

このような背景を踏まえ、小・中学校における非行の未然防止に向けた取組や、様々な要因により非行に至った児童生徒のための支援が重要であることから、非行の防止・学校等と連携した修学支援等の充実に努めます。

（1）非行の防止

取り組み	内容	担当課
青少年健全育成の充実	地域において青少年を健全に育成するため、青少年健全育成町民会議や子ども育成会連絡協議会など、関係団体の活動の活性化に向けた支援を行います。また、「とぎつつ子の夢を育む補助金・奨励金 ¹⁷ 」制度の周知に努め、補助制度の有効活用により、青少年健全育成の充実に努めます。	社会教育課
薬物乱用防止教育の実施	各学校における薬物乱用防止教室の開催など、薬物乱用防止教育の実施に努めます。	学校教育課

¹⁷ 「とぎつつ子の夢を育む補助金・奨励金」：スポーツや文化・芸術活動、交流活動などの促進を図ることを目的に、高校生以下の方を対象として交付される補助金・奨励金。

家庭教育支援の推進	地域と連携して「エンジョイ！パパ・ママ事業 ¹⁸ 」の充実と実施地域の拡大に努め、地域の教育力及び家庭の教育力向上を図ります。また、長崎県が作成した「ながさきファミリープログラム ¹⁹ 」を活用し、PTA活動の充実、活性化につなげます。	社会教育課
教育相談体制の充実	心の教室相談員 ²⁰ を各学校に配置し、児童生徒の悩み相談、居場所づくり及び家庭と学校の連携を支援し、教育相談体制の充実に努めます。	学校教育課
道徳性を養う心の教育の推進	「時津っ子の心を見つめる週間」に道徳の授業を家庭や地域に公開し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。	学校教育課
いじめ防止対策の推進	「時津町いじめ防止基本方針」に基づき、各学校に対して、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応を行うよう指導を行います。また、時津町いじめ問題等連携会議を開催し、各学校の取組の成果や課題などを協議し、関係機関との連携強化に努めます。	学校教育課
関係機関と連携した復学支援	少年院等から出所して学校に復学する児童生徒がいる場合は、学校の受入れが円滑に行われるよう個別事案を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携して必要な支援を行います。	学校教育課

18 「エンジョイ！パパ・ママ事業」：地域が主体となって、地域の方々との交流を図りながら若いお父さん・お母さんが楽しく子育てを学ぶ学習会。

19 「ながさきファミリープログラム」：長崎県が平成22年度に作成した参加型の親育ち学習プログラムで、グループ学習により親同士が交流し、支え合う関係を築き、またネットワーク構築を目指すもの。

20 「心の教室相談員」：悩みや不安などを抱える児童生徒に対し、支援や相談を行う専門員。

「社会を明るくする運動」強調月間にかかる児童生徒向けイベントの周知	「社会を明るくする運動」強調月間に合わせて実施される、標語募集・作文コンテスト（小・中学生対象）および弁論大会（中・高校生対象）について、町広報誌で周知を図ります。	総務課
-----------------------------------	--	-----

5 関係機関・団体等への活動支援および広報・啓発の推進

再犯の防止等に関する施策の実施は、犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司をはじめとした、関係機関・団体等の協力により支えられており、施策を推進する上で欠くことのできない存在となっています。犯罪をした者の社会復帰のためには、本人に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる関係機関・団体等と連携を図り、活動の支援を行うことが重要となります。

また、再犯の防止に関する取組は、地域住民にとって身近に感じにくく、十分に関心と理解が得られていないという課題があります。

罪を犯した者が再び社会の一員となるには、地域住民の理解を得ることが必要であるため、行政と関係機関・団体等とが連携し、犯罪を防ぐ活動や取組について広報・啓発を推進していきます。

取り組み	内容	担当課
長崎県更生保護協会長崎支部、時津町保護司協議会への補助金交付	罪を犯した人たちの更生を手助けし、地域の犯罪を予防するために実施される、更生保護活動への財政的支援を行います。	総務課
保護司会の活動拠点の提供	保護観察 ²¹ 対象者との面接場所や研修・会議等で使用する拠点（町役場会議室、公共施設等）を無償で提供し、保護司会の活動を支援します。	総務課 社会教育課
地域防犯活動団体への補助金交付	町防犯協会、警察署地区連合防犯協会などが行う地域防犯活動の財政的支援を行います。	総務課

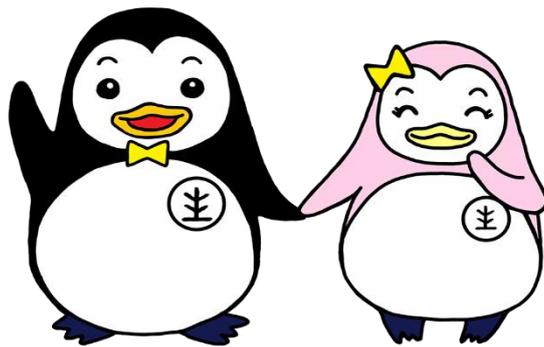
²¹ 「保護観察」：犯罪をした者又は非行のある少年の更生を目的として、生活状況を把握しながら必要な指導、住居や仕事の確保などの支援を行うこと。

「社会を明るくする運動」に関する啓発	罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」について、長崎保護観察所をはじめとした関係機関等と連携しながら、町広報誌への掲載やポスター等の啓発資材を活用し、広く広報啓発を行います。	総務課
再犯防止啓発月間における啓発	再犯防止啓発月間である7月に再犯防止の推進に関するポスターを公共施設等に掲示し、啓発月間について町広報誌へ情報を掲載するなど、広く広報啓発を行います。	総務課
人権週間における啓発	法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から10日までの人権週間と定めており、本町でも人権啓発活動の一環として人権啓発パレードを実施します。	福祉課
時津町人権教育・啓発基本指針に基づく啓発	時津町人権教育・啓発基本指針に基づき、人権啓発に関するあらゆる機会を通じ、広く町民へ周知・啓発を行います。	福祉課

第4章 計画の推進体制

本計画を推進するため、再犯防止にかかる取組を実施する庁内の関係部署は、相互に連携、情報共有を図ります。また、国、県、地域の関係機関・団体等との連携・協働により、本計画を総合的に推進していきます。

資料編



更生保護のマスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん」

○再犯の防止等の推進に関する法律（一部抜粋）
（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。
2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力

することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

第二節 地方公共団体の施策

- 第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

時津町再犯防止推進計画

発行日 令和6年9月

発行 長崎県時津町

〒851-2198

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274-1

TEL 095-882-2211

FAX 095-882-9293

企画・編集 時津町 総務部総務課
